

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、活き活きとしたコミュニケーションが行われる豊かな社会の実現と企業価値の持続的な向上のためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えております。そのために、当社は経営環境の変化に対応して迅速な意思決定を行うことができる経営体制をとるとともに、迅速かつ適切な開示を行うことで経営の透明性および健全性の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則に係る記載は、2021年6月の改訂後のコードに基づいたものです。
なお、コーポレートガバナンス・コードの各原則についてすべてを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、事業提携や取引関係の構築、維持、強化等の目的により、政策保有株式を保有しております。
毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有による便益やリスクが資本コストに見合っているか等精査を行い、保有の適否を検証しております。検証の結果、保有の意義が希薄と判断される株式については、売却を検討し縮減を図っております。
保有株式の議決権の行使については、当該議案の内容が投資先企業および当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かを総合的に判断した上で、適切に行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の利益相反取引に該当する場合には、取締役会における承認を行う旨を取締役会規則に定め、法令および規則に従い取締役会にて監督しております。

また、関連当事者間での取引においては、当社の利益を害さないように、市場の実勢価格を参考にしてその都度交渉により決定しており、取引条件は他の取引先各社と同等であります。また、当社は、親会社から独立した社外取締役3名および社外監査役2名を選任しており、これら社外役員も出席する取締役会において、上記条件による取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。
なお、日本電気株式会社との取引については、東京証券取引所のTDnetおよび当社ホームページに掲載しております「支配株主等に関する事項について」をご参照ください。

また、当社は、2021年12月20日開催の取締役会において独立社外取締役で構成する特別委員会を設置しました。同委員会では当社と日本電気株式会社との重要な取引等について審議を行い、その透明性の確保に努めてまいります。

【原則2-4 女性の活躍推進を含む社内での多様性の確保】

(補充原則2-4-1)

本書「3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」に記載しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、NEC ネットズエスアイ企業年金基金を通じて、年金給付を将来にわたり確実にするため、中長期的観点に基づく運用利回り目標と目標達成のための基本ポートフォリオを策定しております。また実際の運用は安全かつ効率的な資産運用を第一に信託銀行、投資顧問会社、生命保険会社に委託し、その運用状況はスチュワードシップ活動も含めて定期的にモニタリングを実施しています。

資産運用に関する意思決定は、資産運用委員会での審議を踏まえ、理事会・代議員会など複数の会議体を経て決定しております。
基金の運営を担う理事および代議員は、当社の人事部門や経理、財務部門の部門長など適切な資質を持った者および従業員代表で構成されており、専門性と受給者保護の観点から適正な資産運用が遂行出来る体制を構築しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(企業理念等)や経営方針、経営戦略

以下の当社ホームページにて開示しております。

【企業理念】 <https://www.nesic.co.jp/corporate/necway.html>

【NEC ネットズエスアイグループ宣言】 https://www.nesic.co.jp/corporate/group_statement_j.html

【経営方針・経営戦略】 <https://www.nesic.co.jp/corporate/strategy.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針

本書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本書「1. 機関構成・組織運営に係る事項【取締役報酬関係】」に記載しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

〔選任の方針〕

当社の取締役会は、役員候補の指名にあたり、経営をリードするために必要なスキル・経験を兼ね備え、当社の事業発展に貢献できる人材であることを基本とし、以下の事項を考慮し適材適所の観点により総合的に検討し決定しております。

〔役員として求められる適性〕

- ・高い経営的知識、客観的判断能力を有し、先見性や洞察力に優れていること
- ・高い品格と倫理観を有していること
- ・専門分野における能力・知識・経験・実績を有していること
- ・バランス感覚と決断力を有していること
- ・事業活動全般を把握していること

〔選任の手続〕

取締役候補の指名については、取締役会から授権された代表取締役が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。

監査役候補の指名については、監査役会で協議し同意を得たうえで、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。

なお、本指名は、メンバーの過半数が独立社外取締役で構成され、かつ独立社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会(旧諮問会議)での意見を踏まえたうえで取締役会において決定しております。

〔解任の方針・手続〕

当社の取締役会は、取締役の解任にあたり、取締役がその機能を十分発揮していないと認められる場合等においては、原則として、独立社外取締役を中心とした指名・報酬委員会にて解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会議案として提出します。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

・牛島祐之(代表取締役執行役員社長)

当社の国内拠点における支社長としての実績などから当社の事業環境や業界について豊富な知識と経験を有しております。また、2014年からは当社グループ会社の副社長、社長および当社の代表取締役執行役員社長を歴任するなど、経営に関する十分な知識と経験を有し、当社の事業拡大に貢献してまいりました。これまでの実績や経験を活かし、当社グループの企業価値向上および国内外の激しい環境変化への対応等、当社事業の一層の飛躍と発展を実現するうえで適任であると判断し、選任いたしました。

・野田修(取締役執行役員常務兼ビジネスデザイン統括本部長)

日本電気株式会社において、ビジネスソリューション事業に関する分野でのグローバル情報共有基盤の立ち上げや企業テレフォニー市場における業容拡大を事業責任者として牽引した実績を有しております。また、2015年より当社執行役員として、企業ネットワークの成長、収益性改善の実績やDXの責任者としての取り組みなど、当社の事業拡大に貢献してまいりました。これまでの知識と経験を活かし、当社グループの企業価値向上を実現するために適任であると判断し、選任いたしました。

・関澤裕之(取締役執行役員常務)

日本電気株式会社において経理部門の責任者を務め、また海外関係会社における財務責任者や上席役員としての実績から、経理・財務に関する分野において豊富な知識と経験を有しております。また、2017年に当社執行役員に就任、2019年6月からは取締役執行役員常務として経理・財務戦略を統括するとともに、コーポレートスタッフ部門の責任者として当社グループの企業価値向上や経営基盤の強化を推進してまいりました。これまでの知識や経験を活かし、当社グループの企業価値向上を実現するために適任であると判断し、選任いたしました。

・竹内一彦(取締役執行役員常務兼ネットワークインフラ事業本部長)

当社事業部門や営業部門の経験、また営業本部長としての実績から当社を取り巻く事業環境や、技術領域・営業領域双方において豊富な知識と経験を有しております。執行役員に就任した2014年以降もサポートサービス事業や社会インフラ事業、また営業分野の事業責任者を務め、幅広い領域において事業成長の一翼を担い、当社の事業基盤を確立してまいりました。これまでの知識や経験を活かし、当社グループの企業価値向上を実現するために適任であると判断し、選任いたしました。

・芦澤美智子(社外取締役/独立役員)

本書「 1. 機関構成・組織運営等に係る事項(取締役関係)会社との関係(2)」に記載しております。

・村松邦子(社外取締役/独立役員)

本書「 1. 機関構成・組織運営等に係る事項(取締役関係)会社との関係(2)」に記載しております。

・吉田守(社外取締役/独立役員)

本書「 1. 機関構成・組織運営等に係る事項(取締役関係)会社との関係(2)」に記載しております。

・芦田潤司(取締役)

日本電気株式会社の経営企画本部長であり、取締役として期待されるコーポレートガバナンス、内部統制強化や経営戦略・経営企画に関する知識と経験を有しております。引き続きこの知識と経験を活かし、当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されるため選任いたしました。

・川久保透(取締役)

当社事業との関係が深い日本電気株式会社ネットワークサービスビジネスユニットのNTT営業本部長、執行役員を務め、当社のサービス・事業領域拡大のために必要な通信キャリアビジネス事業に関する豊富な知識と経験を有しております。引き続きこの知識と経験を活かし、当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されるため選任いたしました。

・岩崎尚輝(監査役)

経理部門や国内拠点での管理部門、事業本部での事業企画部門、関係会社での役員などを経験し、企業経営や企業会計、事業戦略の立案などにおいて豊富な知識と経験を有しております。また、経営監査部の責任者として、幅広い分野で実効性の高い業務監査に貢献してまいりました。引き続きこれまでの知識や経験を活かし、業務遂行の適法性等について公正・客観的な立場から監査を行うことに適任であるため選任いたしました。

・大谷洋平(監査役)

日本電気株式会社においてビジネスユニットや国内関係会社での人事部門の責任者を務め、人事管理・労務・人材育成分野、およびコンプライアンスに関する豊富な知識と経験を有しております。また、2017年からは当社執行役員に就任、人事・総務・法務の担当役員として、イノベーション加速に向けた働き方改革やリスクマネジメントの強化を推進してまいりました。今後、これまでの知識や経験を活かし、業務遂行の適法性等について公正・客観的な立場から監査を行うことに適任であるため選任いたしました。

・菊池祐司(社外監査役/独立役員)

本書「 1. 機関構成・組織運営等に係る事項(監査役関係)会社との関係(2)」に記載しております。

・堀江正之(社外監査役/独立役員)

本書「 1. 機関構成・組織運営等に係る事項(監査役関係)会社との関係(2)」に記載しております。

なお、「株主総会招集ご通知」の参考書類もご参照ください。

(補充原則3 - 1 - 3)

本書「 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」に記載しております。

【原則4 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4 - 1 - 1)

取締役会は、監督機能と業務執行機能の分担を明確化するために執行役員制度を導入し、経営上の重要事項および法令・定款に規定する事項については、取締役会規則に基づき意思決定を行う一方、その他の事項については、一定の権限を執行役員に委嘱しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

本書「 1.機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」に記載しております。

【原則4 - 10 任意の仕組みの活用】

(補充原則4 - 10 - 1)

本書「 1.機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】補足説明」に記載しております。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4 - 11 - 1)

当社は、迅速な意思決定を行うため、取締役会の員数を10名以内とし、経験、知識、専門性および性別等において多様性を考慮した構成としております。さらに、透明性、公正性を確保するため複数人の社外取締役を指名しております。

また監査役は、適切な経験や専門的な見識、特に財務・会計・法務の知識を有する人材を選任しております。

なお、当社の中長期的な経営戦略および取締役会の実効性評価で審議された取締役会の役割・機能を踏まえ、当社の取締役会メンバーに求められる知識、経験、専門性を示すスキルマトリックスを作成し、それに基づき選任を行います。

<別表>に記載しております。

(補充原則4 - 11 - 2)

取締役および監査役の他の上場会社の役員の兼任状況につきましては、株主総会参考書類にて開示しております。

(補充原則4 - 11 - 3)

当社は、2015年度から取締役会の機能向上のため、取締役会の実効性について評価・検証を行っております。2020年度における分析・評価プロセスおよび実効性評価の結果の概要等は次のとおりです。

<2020年度に実行した改善活動について>

2019年度の取締役会実効性評価では、「経営戦略の方向性決定に果たす役割」や「リスクテイクのための環境整備」、「役員に対する研修や教育の機会」、「独立社外役員間の情報交換」が課題とされたことから、取締役会における更に深い経営戦略議論やリスク検証・対策に係る検討のための情報提供の充実化と早期化、経営戦略・企業風土の向上に資する研修の開催(年3回)、独立社外役員間の情報交換の場の設定などの対策を講じてまいりました。

<2020年度の実効性評価について>

(1)分析・評価プロセス

2020年度の実効性評価では、取締役および監査役全員を対象にアンケートを実施し、その結果を踏まえて個別インタビューを行いました。アンケートおよび個別インタビューにおいては、当社の取締役会の役割や重視すべき機能の明確化とそれを実現するための課題や改善策等に関する意見を聴取し、その結果を踏まえて、取締役会の事前説明会および取締役会において具体的な改善策を審議いたしました。

(2)評価結果の概要

2020年度の実効性評価の概要は、次のとおりです。

・取締役会において、重要な業務執行に関する意思決定および全社経営戦略その他の重要事項について活発な議論が交わされ、適切な業務執行の監督が行われていると評価できる。

・取締役会はその責務を果たすうえで重要と考えられる視点について必要な議論ができています。

・2019年度の実効性評価の課題とされた「経営戦略の方向性決定に果たす役割」や「リスクテイクのための環境整備」、「役員に対する研修や教育の機会」、「独立社外役員間の情報交換」については、計画されていた対策の実行により概ね改善されている。

以上により取締役会は全体として適切に運営されており、その実効性は確保されていると評価しております。

(3)今後の対策

今後の更なる取締役会運営向上のために、2021年度は、次のような改善策を講じてまいります。

・取締役会の役割や重視すべき機能を踏まえた、年間審議計画の策定および議事運営方法の見直し、ならびに役員研修メニューの見直し

・次期中期経営計画策定プロセスにおける取締役会の役割の見直し、および次期中期経営計画の課題や企業価値向上に向けた長期的な課題等に関する議論の実施

・適切な業務執行の監督と意思決定を行うための情報提供や支援体制の充実(重要事案に関する複数回審議、事前説明の充実、資料フォーマットの改善、オフサイトミーティング等)

【原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】

(補充原則4 - 14 - 2)

取締役および監査役に対し、経営ならびに経営を監督するために必要な情報提供や知識習得のための機会を設けております。

また、社外取締役および社外監査役に対しては、当社の歴史や事業概要、財務情報や事業戦略、事業環境、競合状況、社内の組織などの情報を十分に共有する場を設けております。

今後も、取締役会の実効性評価を踏まえ、必要な知識を提供する機会の拡充を図ってまいります。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、ディスクロージャーポリシーを策定し、株主をはじめとするステークホルダーに対し、経営状況や運営方針を正確・迅速に説明することとしており、株主・投資家等との面談や決算説明会、会社説明会、事業説明会、株主総会等を実施しております。

資本市場との対話については、代表取締役社長をはじめとする経営幹部と株主・資本家との対話の場を設けており、統括責任者である経理部担当執行役員常務の下で経理部IRグループを中心に、定期的に投資家向け説明会や個別面談などを実施しております。

また、これらにより得られた意見や要望は、独立社外役員を含む全役員に報告することにより、資本市場との建設的な対話に努めております。

また、経理部、コーポレートコミュニケーション部、法務コンプライアンス部等が連携して建設的な対話を補助し、開示内容について

事前に検討・共有することにより、インサイダー情報の管理を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電気株式会社	57,320,295	38.48
株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)	19,200,000	12.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,344,100	8.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,003,000	4.03
住友不動産株式会社	3,600,000	2.42
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,085,600	1.40
GOVERNMENT OF NORWAY	1,881,366	1.26
NECネットエスアイ従業員持株会	1,849,657	1.24
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,611,400	1.08
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	1,500,500	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	日本電気株式会社(上場:東京)(コード)6701
--------	--------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

親会社との取引においては、当社の利益を害さないように、市場の実勢価格を参考にしてその都度交渉により決定しており、取引条件は他の取引先各社と同等であります。また、当社は、当社および親会社から独立した社外取締役3名および社外監査役2名を選任しており、これら社外役員も出席する取締役会において、上記条件による取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

なお、当社は、2021年12月20日開催の取締役会において独立社外取締役で構成する特別委員会を設置しました。同委員会では当社と日本電気株式会社との重要な取引等について審議を行い、その透明性の確保に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

【親会社との関係】

(1) 当社の親会社は日本電気株式会社であり、2021年9月30日現在で、当社の議決権株式のうち約7,652万株(51.42%)を実質的に所有しております。なお、日本電気株式会社の実質的な議決権比率は、日本電気株式会社が退職給付信託として、「株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)」に拠出している当社株式1,920万株を

含んでおります。

(2) 当社の取締役9名および監査役4名のうち、親会社から取締役2名が就任しております。

【親会社からの独立性の確保に関する考え方】

当社は、上場会社としてガバナンスの実効性を確保するため、少数株主に配慮し、次のような対策を講じることにより、独立性を確保しております。

- ・取締役候補の指名にあたり、取締役会から授権された代表取締役が提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。なお、メンバーの過半数が独立社外取締役で構成され、かつ独立社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会(旧諮問会議)での意見を踏まえたうえで、取締役会において決定しております。
- ・親会社から独立した社外取締役3名(企業経営者および大学准教授等)ならびに社外監査役2名(弁護士および大学教授)を選任し、経営の透明性を確保するとともに、取締役会においては当社独自の経営判断に基づき意思決定を行うことにより、親会社からの独立性の確保を図っております。
- ・当社と少数株主との間で利益相反が生じる場合には、法令および取締役会規則に従い、取締役会で承認および監督を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
芦澤 美智子	学者											
村松 邦子	他の会社の出身者											
吉田 守	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芦澤 美智子		同氏は、当社の取引先である横浜市立大学、同大学大学院の准教授であります。当社の同大学に対する直近事業年度の売上高は、当社の売上高の0.2%にも満たないため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断いたします。	監査法人での公認会計士としての業務経験や、株式会社産業再生機構において大企業の再生プロジェクトに従事するなど豊富な経験を有しております。また、現在、主に企業再生M&Aについて研究するほか、大学院にて講師を務めるなど、経営管理全般の専門知識を有しております。これらの財務および経営に関する幅広い知見を踏まえ、引き続き客観的立場から当社の経営に対する助言および監督等の適切な役割を果たしていただくため、選任しております。 なお、同氏は当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、有価証券上場規程第436条の2第1項に定める独立役員に指定しております。
村松 邦子		同氏は、株式会社ウェルネス・システム研究所代表取締役であります。当社と同社との間に取引実績はなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断いたします。	外資系半導体メーカーにおいて、企業倫理室長やダイバーシティ推進責任者などを務めた後、持続可能な社会の土台づくりを志し株式会社ウェルネス・システム研究所を設立し、自ら経営する傍ら、サステナビリティ経営に関するアドバイザーを務めております。また、特定非営利活動法人での代表理事や大学での講師など多様な経験を有しております。これらのグローバル感覚やコンプライアンス関連、ダイバーシティ推進等のESGに関する高い知見を踏まえ、引き続き客観的立場から当社の経営に対する助言および監督等の適切な役割を果たしていただくため、選任しております。 なお、同氏は当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、有価証券上場規程第436条の2第1項に定める独立役員に指定しております。
吉田 守		同氏は、当社の取引先であるパナソニック株式会社の出身であります。当社の同社に対する直近事業年度の売上高は、当社の売上高の0.1%にも満たないため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断いたします。	大手電機メーカーにおいて、複数の分野における事業責任者を務めた経験から幅広い経営能力や戦略構築力を有し、また技術CTOを務め、技術マネジメント、モノづくり、マーケティング等、幅広い知見と経験を有しております。また、2016年以降は常任監査役として企業経営のガバナンス改革を推進しておりました。これらのモノづくりに関する知見や企業経営者としての豊富な経験を踏まえ、引き続き客観的立場から当社の経営に対する助言および監督等の適切な役割を果たしていただくため、選任しております。 なお、同氏は当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、有価証券上場規程第436条の2第1項に定める独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

当社は、取締役等の指名・報酬等に関し、透明性、妥当性および客観性の確保の観点から審議を行う機関として指名・報酬委員会を設置していません。
 本委員会は、委員の過半数を独立社外取締役とし、委員長も独立社外取締役が務めることにより、委員会の独立性を担保しております。2021年12月27日現在の委員は以下の4名です。

委員 芦澤 美智子(独立社外取締役)、村松 邦子(独立社外取締役)、吉田 守(独立社外取締役)、牛島 祐之(代表取締役)
 なお、委員長は、今後開催される指名・報酬委員会で選任する予定です。

本委員会は、取締役および監査役候補者選定手続きの妥当性や、取締役の報酬決定の方針および手続きならびに取締役等経営陣幹部の後継者計画について、十分な議論を行い、必要に応じてその意見を取締役会に報告します。取締役会は、本委員会における意見を踏まえ、指名や報酬に関わる意思決定を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

業務執行部門から独立した内部監査部門として経営監査部を設置しております。経営監査部は、監査役に対して年度監査計画に基づき実施した監査結果を年2回以上報告するとともに、必要に応じて意見交換を行うなど、監査役との相互連携を図っております。
 また、監査役は、経営監査部や会計監査人とともに法定監査を通じて必要に応じて定期的に意見交換を行うなど、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菊池 祐司	弁護士													
堀江 正之	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊池 祐司		同氏は、東京八丁堀法律事務所の弁護士であります。 当社と同事務所との間に特別な利害関係はなく、社外監査役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断いたします。	弁護士として会社法やコーポレートガバナンスに関する専門知識を有するとともに、証券取引等監視委員会の職員を務められるなど豊富な実務経験を有しております。これまでの知識と経験を活かし、引き続き業務遂行の適法性等について公正・客観的な立場から取締役の業務執行の監査を行っていただくため、選任しております。 なお、同氏は当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、有価証券上場規程第436条の2第1項に定める独立役員に指定しております。
堀江 正之		同氏は、当社の取引先である日本大学の大学教授であります。当社の同大学に対する直近事業年度の売上高は、当社の売上高の0.1%にも満たないため、社外監査役の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断いたします。	大学教授として主に企業経営における内部統制やITリスクマネジメントに関する深い見識を有するとともに、日本監査研究学会の会長を務められるなど豊富な経験を有しております。これまでの知識と経験を活かし、引き続き業務遂行の適法性等について公正・客観的な立場から取締役の業務執行の監査を行っていただくため、選任しております。 なお、同氏は当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、有価証券上場規程第436条の2第1項に定める独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

〔独立性判断基準〕

当社は、独立社外取締役候補者および独立社外監査役候補者の独立性を確保するための基準を以下のとおり定めております。

なお、独立社外取締役等は、就任後においても、本基準を満たさなければならないものとしております。

- (1) 過去10年以内に当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員その他の使用人でないこと
- (2) 過去10年以内に日本電気株式会社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員その他の使用人でないこと
- (3) 過去5年以内に当社との間で主要な取引をする企業の取締役、監査役、執行役員その他の使用人でないこと
「主要な取引」とは、当社との取引額が、当社または取引をする企業のいずれかの年間連結売上高の2%を超える取引をいう。
- (4) 過去5年以内に当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）でないこと
「多額の金銭等」とは、当社の支払額が、当社またはコンサルタント等のいずれかの年間連結売上高の2%を超える取引をいう。
- (5) 過去5年以内に当社の総議決権の10%以上を有する株主（当該株主が法人である場合には、当該法人の取締役、監査役、執行役員その他の使用人等）でないこと
- (6) 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者でないこと
- (7) 当社が多額の寄付を行っている先またはその出身者でないこと
「多額の寄付」とは、当社の寄付額が、当社または寄付先のいずれかの年間連結売上高の2%を超える寄付をいう。
- (8) 上記(1)から(7)までに掲げる者の二親等以内の親族でないこと
- (9) その他、当社グループの社外役員として独立性に疑いがないこと

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

- 業績連動型報酬等(賞与:短期インセンティブ)
「売上高前年伸長度」と「営業利益前年伸長度」を基に各取締役の担当事業への貢献度と役位により個別の支給額を決定し、毎年一定の時期に支給しております。
- 非金銭報酬等(株式報酬:長期インセンティブ)
取締役(業務執行を行わない取締役を除きます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に役位に応じて決定した譲渡制限付株式を付与しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、取締役会で決議された決定方針を踏まえ、メンバーの過半数が独立社外取締役で構成され、かつ独立社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会(旧諮問会議)での意見尊重を尊重して決定することとしており、取締役会としては当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は次のとおりです。

〔取締役の報酬等に関する基本方針〕

当社の取締役の報酬等は、業界における競争力を維持するとともに、業績向上のインセンティブとして機能させるため、適正な水準を設定し、会社業績との連動性を確保する等、職責や成果を反映した報酬体系とする。

取締役(業務執行を行わない取締役を除く)の報酬等は、月額報酬ならびに前期の各取締役の担当事業への貢献度に応じて決定される賞与および役位に応じて決定される株式報酬により構成する。

業務執行を行わない取締役の報酬等は、業務執行の監督という役割から、会社業績との連動は行わず毎月一定の金額を月額報酬として支払う。

〔固定報酬(月額報酬)の決定に関する方針〕

職務執行の対価として役位に応じてあらかじめ決められた基準報酬額を基に各取締役の役割発揮度を勘案のうえ決定し、月額報酬として毎月支給する。

〔業績連動報酬等(賞与)の決定に関する方針〕

「売上高前年伸長度」と「営業利益前年伸長度」を基に各取締役の担当事業への貢献度と役位により個別の支給額を決定し、毎年一定の時期に支給する。

〔非金銭報酬等(株式報酬)の決定に関する方針〕

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に役位に応じて決定した譲渡制限付株式を付与する。

〔報酬等の割合の決定に関する方針〕

月額報酬、賞与、株式報酬の配分比率の方針は、55%:35%:10%を目安とする。

〔報酬等の決定の委任に関する事項〕

月額報酬、賞与は指名・報酬委員会において審議し、その結果を踏まえ、株主総会の決議により定められた報酬総額の枠内で、取締役会から授權された代表取締役が決定する。

株式報酬は役位に応じて付与するものとし、取締役会において取締役個人別の割当株式数を決議する。

〔その他〕

役員退職慰労金制度は、2007年6月27日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会の開催に際して、法務コンプライアンス部から資料の事前配付を行うとともに、取締役会付議案件について事前説明を行っております。また、適宜当社の事業遂行状況に関する各種情報の提供を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社は顧問制度に関する内規を定めておりますが、代表取締役社長等を退任した者で対象となる者はありません。
なお、相談役制度はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役・取締役会)

取締役会は、会社内の最高意思決定機関として取締役会付議基準に基づき重要な意思決定を行うほか、中期経営計画等の企業戦略の大きな方向性について議論を深める場として位置づけております。

構成員としては、取締役9名(男性7名、女性2名)、内3名は社外取締役で構成されており、取締役の氏名(社外取締役に該当する者についてはその旨の記載を含む)は「(5)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明」に記載のとおりであります。取締役会の議長は、代表取締役執行役員社長が就任しております。

取締役会では取締役の人数および構成の適正化を図り、また、執行役員に大幅な権限委譲を行うことで迅速な意思決定を行っております。取締役の任期を1年とすることで取締役の経営責任を明確にし、経営体質の強化を図っております。

(常務会・事業執行会議)

当社は、監督機能と業務執行機能の分担を明確にするために執行役員制度を導入しており、執行役員常務以上および監査役を中心メンバーとした会社経営と業務執行の重要事項を審議する「常務会」、業務遂行状況のフォローと重要事項の報告を行う「事業執行会議」を設置しております。

構成員としては、「(5)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明」に記載の役員(社外取締役、社外監査役および業務執行取締役でないものを除く)のほか、常務会につきましては執行役員常務が加わった10名、事業執行会議につきましては、執行役員および当社グループ会社社長が加わった39名で構成され、いずれも執行役員社長が主宰または統轄し、経営機能の強化に努めております。

(監査役・監査役会)

監査役会は、監査役4名、内2名は社外監査役で構成されており、監査役の氏名(社外監査役に該当する者についてはその旨の記載を含む)は、「(5)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明」に記載のとおりです。監査役会につきましては、監査の方針等を決定し、各監査役の監査の状況等の報告を行うとともに、監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、取締役および使用人からの業務執行に関する報告の聴取等を行うことにより取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

なお、当社は監査役監査を支えるため監査役の職務遂行を補助する監査役室を設置しております。

(経営監査部)

業務執行部門から独立した内部監査部門として経営監査部を設置しております。同部門は12名で構成されており、業務執行が関係法規、社内規程等に準拠し、適法かつ適正に行われているかを監査しております。

(会計監査人)

会計監査人として、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会計監査の体制は次のとおりであります。

- (1)業務を執行した公認会計士の氏名および当社の財務書類について連続して監査関連業務を行っている場合における監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員 西野聡人 4年
指定有限責任社員 業務執行社員 長谷川義晃 5年
指定有限責任社員 業務執行社員 村上智昭 2年

- (2)監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名
 その他 13名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立役員を含む社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営の透明性を確保するとともに、「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の体制を維持することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると考えているため、上記の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使の検討に十分な時間を充てることできるよう、株主総会開催の3週間前を目処に株主総会招集通知を発送しております。また、発送に先立ち、東京証券取引所のTDnetおよび当社ホームページにおいて早期掲載し、迅速な情報開示に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	少しでも多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、株主総会の集中日を回避して開催を実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使(スマートフォンまたは携帯電話機によるものを含む)を可能としております。また、機関投資家は、(株)CJが提供する議決権電子行使プラットフォームからもご利用いただけます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	本年度より、(株)CJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の発送とともに、招集通知の英訳を、東京証券取引所のTDnetおよび当社ホームページに掲載しております。
その他	株主の皆様が一層のご理解を深めていただくよう、株主総会会場内に大型ディスプレイを設置し、事業報告等の説明を図表やグラフを活用することにより、ビジュアル化を図っております。また、ご来場いただけない株主様に株主総会の模様をご視聴いただけるよう、2021年度よりインターネットによるライブ配信(ハイブリッド参加型バーチャル株主総会)を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを当社ホームページの「IR情報」に記載しております。 URL: https://www.nesic.co.jp/ir/info/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社の本店・支店において個人投資家向けに説明会を実施し、当社の事業内容や今後に向けた戦略・取組みなどを説明しています。また、説明資料については、当社のホームページに掲載し、説明会に参加いただけない個人投資家の方にもご覧いただけるよう情報開示を行っています。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p>当社は、四半期毎に、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を実施しております。</p> <p>決算説明会の概要につきましては以下のとおりであります。</p> <p>(1)実施時期:通期(4月～5月)、第1四半期(7月～8月)、第2四半期(10月～11月)、第3四半期(1月～2月)</p> <p>(2)説明者:代表取締役執行役員社長または経理部担当執行役員常務</p> <p>(3)参加者:アナリストおよび機関投資家、マスコミなど</p> <p>(4)主な内容:業績概要および業績見通し、戦略など</p> <p>上記のほか、投資家の関心を考慮し、事業責任者による事業分野別の説明会も実施しております。</p>	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向け証券会社セミナー等に参加し、当社事業動向や戦略につきプレゼンテーションや個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>当社は、IR資料を当社ホームページの「IR情報」に掲載しております。</p> <p>IR資料のホームページ掲載に関する概略は以下のとおりです。</p> <p>(1)URL:(日本語)https://www.nesic.co.jp/ir/index.html (英語) https://www.nesic.co.jp/english/ir/index.html</p> <p>(2)掲載資料:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書 ・決算短信 ・適時開示資料 ・決算説明会資料(プレゼンテーション、音声、Q & A) ・統合報告書 ・株主通信 ・株主総会関連資料(招集通知等) ・電子公告 ・個人投資家向け情報 ・事業説明会資料 ・その他(主要財務データ、株式の状況 ほか) <p>英文資料としては、次の資料を掲載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算短信 ・決算説明会資料(プレゼンテーション、音声、Q & A) ・統合報告書 ・株主総会関連資料(招集通知等) ・事業説明会資料 ・その他(主なりリリース、主要財務データ) 	
IRに関する部署(担当者)の設置	<p>当社では、IRに関する担当部署および担当者を設置しております。</p> <p>・IR担当部署:経理部IRグループ</p>	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>NEC ネットエスアイグループの役員および従業員一人ひとりが、事業活動の中で心がけていくべき事項を定めた「NEC ネットエスアイグループ行動規範」において、ステークホルダーから信頼を得るための基本的な事項を定め、これを遵守・実践していくことにより、ステークホルダーを考慮した経営に努めております。</p>

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、社会の持続的発展への貢献と自社の持続的な成長の実現のために取り組むべき重要な項目をマテリアリティとして特定し、2030年の目指す社会像に向けて取り組みを進めております。社会への価値提供の取り組みについては各事業部門が活動目標を掲げて取り組むとともに、自社成長の取り組みについては経営企画部やコーポレートコミュニケーション部、人事部、コーポレートカルチャーデザイン室、2021年4月に新設したWell-being推進室など関係部門が連携し、各領域で様々な活動を展開しております。その内容は当社ホームページ上に掲載を行うとともに、「NECネットエスアイレポート」で紹介しております。

また、当社は、事業活動全般で環境負荷低減や気候変動による影響低減に努めております。特にICTソリューション・サービスの提供においては、ライフサイクルの各段階で環境に影響を与えていることを認識し、環境負荷低減に向け、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物などによる環境汚染の予防に努めております。

統合報告書(NECネットエスアイレポート)やホームページ等においてサステナビリティの取り組み内容(基本的な方針)や人的資本、知的財産等への投資について、開示しております。

< NECネットエスアイレポート > <https://www.nesic.co.jp/csr/report.html>
< IR(中期経営計画、事業戦略等説明会資料等) > <https://www.nesic.co.jp/ir/>
< サステナビリティへの取り組みについて > <https://www.nesic.co.jp/csr/>
< トップコミットメント > <https://www.nesic.co.jp/csr/message.html>
< サステナビリティの基本的な方針 > <https://www.nesic.co.jp/csr/management.html>
< 気候変動問題への取り組み > <https://www.nesic.co.jp/csr/environment-teigen.html>

上記について、理解のしやすさの観点を含め更なる開示の充実に取り組むとともに気候変動に係るリスクおよび収益機会が自社に与える影響につきましてもTCFD等の枠組みに基づき、開示の質のさらなる充実を進めてまいります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、当社および関係会社に係わる重要情報を正確・公正かつタイムリーに開示することが極めて重要な責務であると認識し、関係法令および東京証券取引所の上場規程等に則り、適時開示に取り組んでおります。

なお、適時開示に該当する情報の開示は、東京証券取引所の提供する適時開示情報システム(TDnet)にて公開しております。さらに必要に応じて、東証内記者クラブ「兜倶楽部」を通じて報道機関に公表を行っております。また、TDnetに公開した情報は、公表後速やかに当社ホームページ上に掲載を行い、広く公開しております。

また、適時開示に該当しない情報についても、当社の事業運営に係る情報で、重要と認められる情報および当社の理解促進に役立つ情報については、自発的に報道発表や当社ホームページを通じて情報発信を行うなど、ステークホルダーに対する積極的な情報提供に努めております。

<ダイバーシティ推進の方針>

当社は、多様な個性をもった従業員がそれぞれの力を十分に活かすことで、企業としての競争力が一層向上すると考えています。多様な視点を活かすことで、お客さまの多様なニーズに応え、企業として継続的に成長していくため、従業員一人ひとりがダイバーシティを推進していきます。

2010年4月からダイバーシティ推進組織を設け、「女性社員が能力発揮できる職場環境整備の推進」「ワーク・ライフ・バランスの促進」「多様性を事業に活かすための継続的な啓発活動」に注力しています。

また、2010年度より毎年外部有識者を招いて管理職向け講演会やワークショップなどを実施しています。講演会への参加により管理職のダイバーシティ推進活動への理解を深め、日々のマネジメントに活かすことを目的としています。

詳細は、当社ホームページ(<https://www.nesic.co.jp/csr/empowerment-diversity.html>)をご参照ください。

<多様性確保の自主的かつ測定可能な目標および確保の状況>

(1)女性管理職比率

2021年4月1日:5.0%(88名) / 目標:5.0%

2026年度目標:10.0%

(2)女性取締役比率

2030年度目標:30.0%

(3)新卒採用における女性比率

2021年4月1日:25.2%

2022年4月1日(予定):28.7%

2023年4月目標:30.0%

(4)新卒採用における外国籍人数

2021年4月1日:1名

2022年4月1日(予定)4名

全社在籍数:33名

(5)経験者採用者数

2020年度:96名

(6)管理職に占める経験者採用比率

2021年4月1日:17.3%

当社は、管理職登用において女性・外国人・経験者採用などの属性に差を設けることなく、公正な処遇に努めております。

また、管理職として登用するうえで、国籍や採用時期によって特段の差が生じているとは認識していないため、現時点では管理職登用の目標策定・開示は行っておりません。

<多様性確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その実施状況>

人材育成方針については、当社ホームページの人材育成に関する取り組み(<https://www.nesic.co.jp/csr/empowerment-training.html>)をご参照ください。

また、「女性社員」「外国人社員」「経験者採用社員」の活躍推進への取り組みは以下のとおりです。

・女性社員の活躍推進

当社では、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定を取得、また社内においては現場で活躍する女性管理職をロールモデルとして紹介するなど、女性社員の認知を高める活動を行っています。

また、2020年4月より、ダイバーシティ経営を一層推進する目的として「インクルージョン&ダイバーシティ推進委員会」を設置し、多様性を活かして活き活きと動く環境作りを促進しています。

その一環として、次世代の女性の活躍促進に向けたメンター制度を導入し、組織横断的なサポート・ケアにより働き易さ向上とキャリア醸成に取り組んでいます。

また、その他女性活躍推進に向けて、次の取り組みを行っております。

(1)個人別育成計画の作成・進捗管理

(2)家庭との両立を目指す女性社員向けキャリア意識強化研修

(3)テレワーク勤務の導入

(4)採用活動における女性採用比率目標の設定

・外国人社員の活躍推進

当社では、毎年国籍を問わない人材採用を継続的に進めており、現在33名の外国人社員が在籍しております。

特に新卒採用については、外国人学生向けの説明会・面接会を実施して、採用拡大に努めています。

また、ミャンマーにある当社グループ会社「S G M (ICT Star Group Myanmar Co., Ltd.)」より同社の社員を当社(東京)で受け入れるなど外国人社員が活躍できる環境を整備しております。

外国人社員の管理職への登用は現時点ではありませんが、グローバル事業拡大に合わせ外国人採用については、新卒採用・経験者採用とも積極的に実施するとともに、管理職への登用を進めてまいります。

・経験者採用社員の活躍推進

当社では、「新卒採用による優秀な人材の安定的確保」および「経験者採用による即戦力の確保」を人材採用に関する基本方針としております。

経験者採用は、即戦力としての期待や事業拡大を目的に毎年一定数の採用を進めており2020年度は96名の社員を採用しました。

今後も引き続き、DX人材等専門人材の補充に加え、組織責任者等の管理職社員の積極的な採用を進めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況 >

当社の取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の内容の概要は、次のとおりであります。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

- 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役および執行役員は、当社および当社の子会社(以下「子会社」という。)における企業倫理の確立ならびに法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「NECネットエスアイグループ行動規範」(以下「行動規範」という。)を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき教育等を行うことにより、周知徹底を図る。
 - 法務コンプライアンス部は、行動規範の周知徹底のための活動を行い、経営監査部は、当社および子会社における法令、定款および社内規程の遵守状況等の監査を実施する。
 - 法務コンプライアンス部は、法令違反および行動規範の違反またはそのおそれに関する相談窓口である「内部通報相談窓口(企業倫理ホットライン)」の利用を促進し、当該事実の早期発見に努める。
 - 取締役は、法令違反および社内規程に関する重大な違反等の事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、是正措置をとる。
 - 経営品質向上委員会は、NECネットエスアイグループにおける不正行為の原因究明ならびに再発防止の具体的施策の策定および実施活動を推進する。
 - 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役および使用人は、職務の遂行に係る各種文書等の作成、保存および管理については、法令および「文書整理規程」等の社内規程に従い、適切に行う。また、情報の保存および管理については、「情報セキュリティ基本規程」、「企業秘密管理規程」、「個人情報保護管理規程」等の社内規程に基づき、適切に行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 損失の危険(以下「リスク」という。)の管理については、「リスク管理基本規程」に基づき、効果的かつ総合的に管理するとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
 - 経営品質向上委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社および子会社にまたがるリスク管理の具体的施策の実施活動を推進する。
 - 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、常務会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において付議する。
 - 当社および子会社のリスク管理体制およびリスク管理の実施状況については、経営監査部が監査を行う。
- 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
 - 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告を行う。
 - 取締役会は、執行役員に大幅な権限委譲を行うことにより、事業運営に関する迅速な意思決定を行う。
執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。
 - 執行役員常務以上および監査役を中心メンバーとした会社経営と業務執行の重要事項を審議する「常務会」、業務遂行状況のフォローと重要事項の報告を行う「事業執行会議」により、経営機能の強化に努める。
 - 執行役員その他の使用人の職務権限の行使については、「職務権限規程」等の社内規程に基づき適正かつ効率的に行う。
- 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社は、必要に応じて親会社である日本電気株式会社(以下「NEC」という。)と企業倫理の確立、法令、定款および社内規程の遵守体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備等について連携を行う。
 - 当社は、行動規範に基づく企業倫理の確立、法令、定款および社内規程の遵守体制、その他業務の適正を確保するための体制に関する指導および支援を子会社に対して行う。
当社は、子会社管理部門を設置し各スタッフ部門と連携を図り、子会社における業務の適正の確保を図るための実施活動を推進および管理する。
 - 当社は、子会社に対して、取締役または監査役を派遣するとともに、当該子会社の経営・事業運営全般を管理する部門を定め、当該管理部門は子会社の業務執行状況について報告を受けるものとする。また、「関係会社管理規程」に基づき子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において常務会での審議、取締役会への付議等を行うとともに、必要に応じてNECと連携を行う。なお、当該管理部門はその子会社の業務の効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切に職務の遂行が行えるよう指導および支援する。
 - 当社および子会社の取締役は、法令および社内規程に従い、財務諸表等の作成を行うとともに、会計監査人の監査業務遂行に協力する。また、財務報告に係る内部統制についても法令等に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - 経営監査部は、業務の適正性に関し、子会社の監査を行う。
 - 監査役は、業務監査を通じて当社および子会社における業務の適正の確保を図る。
- 監査役を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、「監査役室」を設置し、監査役の職務遂行を補助するスタッフを配置する。

なお、監査役は当該スタッフの人事異動等について、意見を述べることができる。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人ならびに子会社の監査役は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (2) 経営監査部等は、その職務の内容に応じて、定期的に監査役に対する報告を行う。
- (3) 法務コンプライアンス部は、「内部通報相談窓口(企業倫理ホットライン)」の運用状況について、定期的に監査役に対する報告を行う。
- (4) 当社は、監査役へ報告を行った当社もしくは子会社の取締役もしくは使用人または子会社の監査役に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (5) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

8. 監査役が監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (2) 監査役は、監査役会において、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。
また、会計監査人の監査業務遂行に協力し、定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査部門である経営監査部との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。
- (3) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況 >

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる旨を上記「内部統制システムの整備に関する基本方針」の中で定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 当社グループでは、「NEC ネットエスアイグループ行動規範」において、「NEC ネットエスアイグループ各社のすべての役員および従業員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為を行わない」旨を規定しております。
- (2) 反社会的勢力対応部門を設置することにより、反社会的勢力に関する情報を集約して一元管理する体制としております。
- (3) 所轄警察署、弁護士、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と反社会的勢力排除に関して緊密な連携を図っています。
- (4) 定期的な教育の機会を設けるなどにより、役員および従業員に向けて反社会的勢力排除に関する周知を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、透明度の高い証券市場の活性化を促し健全な市場経済を実現するため、投資判断に影響を及ぼす当社および関係会社に係る重要情報を正確・公正かつタイムリーに開示することが極めて重要な責務であると認識し、関係法令および東京証券取引所の上場規程等に則り、適時開示に取り組んでおります。

また当社は、社内規程「インサイダー取引防止規程」において、内部情報に関する管理、株券等の売買および重要事実の公表等に関する行動指針を定め、金融商品取引法その他の関連法規および関連規則の遵守を徹底しております。当社は、今後とも正確かつ公平な情報開示を迅速に行えるよう社内体制の更なる整備に努めてまいります。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 決算、業績予想等に係る情報

決算、業績予想等に係る情報は、経理部門が作成する財務諸表にもとづき、関連部門との協議により開示案を取りまとめ、経理部担当執行役員が代表取締役執行役員社長に提出し、取締役会の承認を得ております。

経理部IRグループは、取締役会での承認に基づき、直ちに開示を実施いたします。

(2) 上記(1)以外の適時開示情報

その他の適時開示情報について、経理部担当執行役員、法務コンプライアンス部担当執行役員は、重要情報に係わる主管部門執行役員および関係部門(グループ会社含む)との協議により、開示の適否、開示内容、開示方法を検討いたします。主管部門担当執行役員は、代表取締役執行役員社長に報告を行い、社内規程に従い、社長稟議または取締役会の承認を得ております。

上記の承認を受け、経理部IRグループは、直ちに開示を実施いたします。

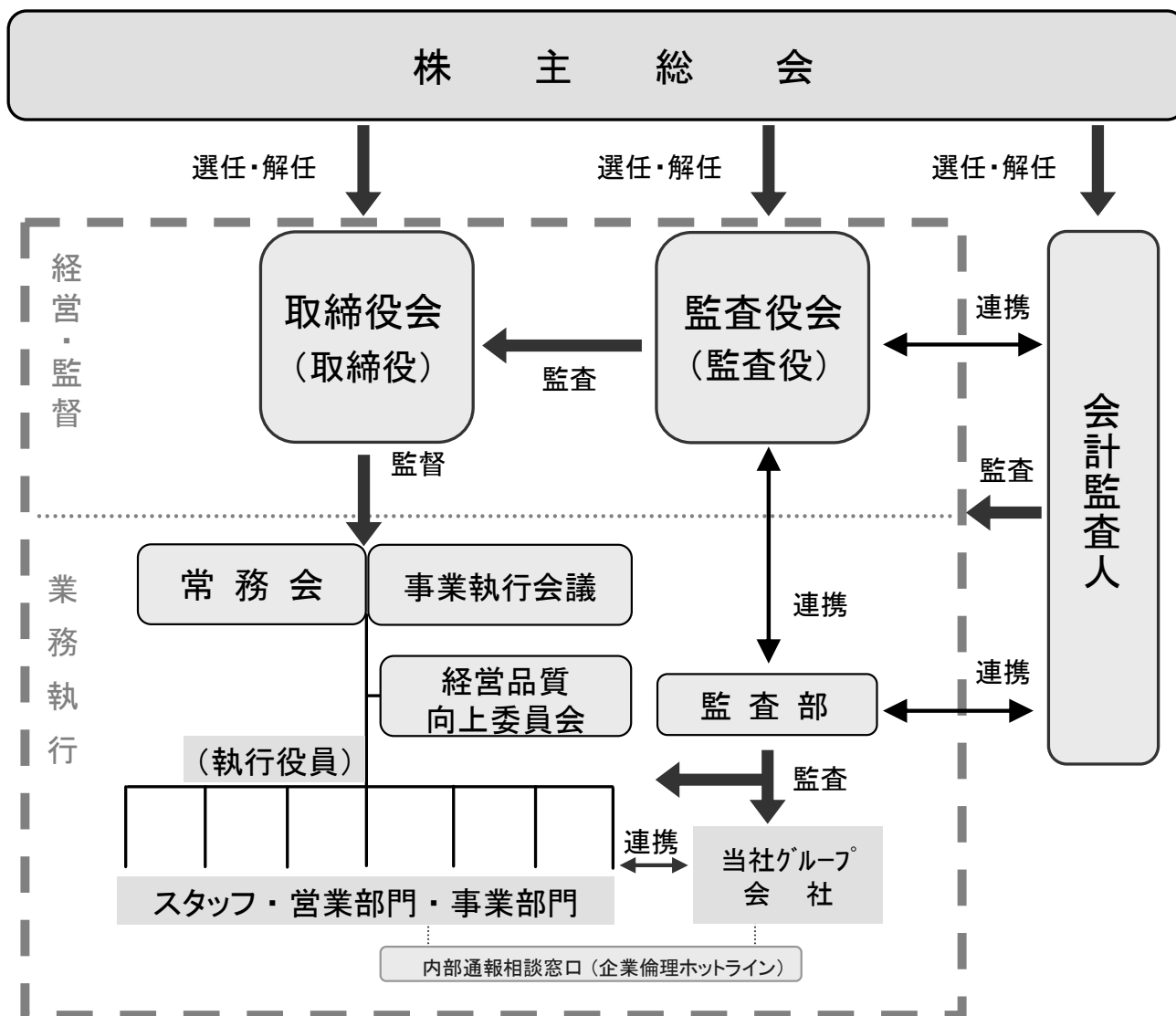
- 1 適時開示においては上記社内手続に従い、開示することを原則としておりますが、軽微な訂正開示および発生事実において特に迅速な開示が必要な事項については、承認手続きを簡略化する場合があります。なお、この場合においても、原則、代表取締役執行役員社長が承認のうえ開示を行います。また、取締役会付議事項に該当するものについては、取締役会の承認後に開示いたします。
- 2 開示はTDnetへの登録および必要に応じて記者クラブ(兜倶楽部)での資料投函、記者会見などの方法によっており、開示した情報は当社ホームページにも掲載いたします。

2. 会社情報の適時開示に係るチェック機能

当社は、他の部門等から独立して会社の事業活動全般に関する内部監査業務を行う社長直轄の部署として、経営監査部を設置しております。

また、経営監査部は、会社情報の適時開示の実施状況についても、関係法規、社内規程等に準拠し、適法かつ適正に行われているか定期的に監査を実施しております。

<当社のコーポレート・ガバナンス体制>



〈別表〉 「取締役会の構成（スキルマトリックス）」

氏名	独立性	特に期待する領域					
		企業経営	技術	営業・マーケティング	グローバル	財務・会計	サステナビリティ・ESG
牛島 祐之		●		●			●
野田 修		●	●		●		
関澤 裕之		●			●	●	●
竹内 一彦		●	●	●			
芦澤 美智子	◎	●				●	●
村松 邦子	◎	●					●
吉田 守	◎	●	●		●		●
芦田 潤司							●
川久保 透				●			
岩崎 尚輝						●	●
大谷 洋平							●
菊池 祐司	◎						●
堀江 正之	◎						●

※各役員に特に期待するスキル・専門的な分野であり、各役員の有するすべてのスキル・専門的知見を表すものではありません。